議
 第
 149
 号

 令和 6 年 6 月 4 日提出

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 について

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改 正する。

熊本市長 大西一史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成20年条例第 116号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「始期」の次に「(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳)」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 子育で支援時間(当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日(フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員にあっては、満3歳に達する日の翌日)から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあっては、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)

第22条に次の1項を加える。

3 前項各号に掲げる休業又は休暇のほか、フルタイム会計年度任用職員及びパート

タイム会計年度任用職員が、管理者が定める休業又は休暇について承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

子育て支援時間の導入に伴う規定の整備等をするため、所要の改正を行う必要が ある。

これが、この条例案を提出する理由である。